退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称		受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	○○商事(株)	30 · 7 · 6	退職金	40,000,000	国税 花子
"	"	30 · 7 · 6	功労金	5,000,000	"

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の 2 の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 - 2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金	第	2表の(定相続人	Aの の数]					A	円
などの非課税 限度 額	(500万円×	3)	により	計算し	た金額	質を右の④に記入します。)		15	,000,000
退職 手 当 受 け 明 相 続 人	金 な ど を ス っ た の 氏 名	退	け 取 番 ぎ の	当 :	た 金 額	② 非 課 税 金 額 $\left(\mathbb{A} \times \frac{\mathbb{A} \setminus \mathcal{O} \mathbb{O}}{\mathbb{B}} \right)$	③ 課	税 金 (①-②)	
国税	花子		45,0	0,00	OC	15,000,000		30,00	円00,000
合	計	B	45,0	00,00	00	15,000,000		30,00	00,000

- (注) 1 ®の金額が®の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 - 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平30.7)

(資 4-20-11-A 4 統一)

相続の放棄をした人 や相続権を失った人 は除かれます。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。 遺産の全部又は一部について分割がさ れている場合には、分割の目を記入し てください。 相続税がかかる財産の明細書 第 被相続人 国税 太郎 (相続時精算課税適用財産を除きます。) 11 表 相 続時 (1) 全 部 分 3 全部 未分割 成 遺産の分割状況 8 17 Н 30 • 分 割 σ 算課 年 Ø) 明 分割が確定した財産 財 産 細 税 量 単 価 取得財産の 利用区分、 取得した人の 細 種 類 目 所在場所等 適用 固定資産税 倍評 価額 銘 柄 数 氏 価 額 П 降 165.00 m² (持分1/2) 自用地 春日部市〇〇〇 国税 花子 土地 宅地 12,870,000 用 6,435,000 (居住用) 3丁目5番16号 各欄の記入に当 産 \mathcal{D} (持分1/2) たっては、95ペ 明 国税 一郎 6,435,000 ージ「申告書第 細 春日部市〇〇〇 $150.00\,\text{m}^2$ 11·11の2表の 付表1のとおり 11表の取得した 12 貸家建付地 国税 花子 30,810,000 3丁目5番17号 30,810,000 財産の種類、細 V 150.00m² 236,340 文京区〇〇 目、利用区分、 貸家建付地 国税 花子 35,451,000 35,451,000 1丁目3番5号 は 銘柄等の記載要 150.00m² 280,000 持分2/3) 自用地 春日部市〇〇〇 領」によります。 この 28,000,000 2丁目3番4号 42,000,000 (未利用地) 持分1/3) 表によらず第11の2表に記載します 税務 幸子 14,000,000 1,125.00m² 春日部市○○ 237,500 " 貸家建付地 8.550.000 8.550.000 1丁目1番 (持分6,144 /192,000) (小計) (129.681.000) ○○県○○郡 30,000.00 m² 山林 普通山林 国税 一郎 〇〇町〇〇13番2 3.617.100 3.617.100 241.140 15 (小計) (3,617,100)((計)) ((133,298,100)) 120.00 m² 家屋(鉄コ 春日部市〇〇〇 家屋 自用家屋 国税 花子 3.874.960 3.874.960 2.居宅) 3丁目5番16号 3,874,960 1.0 93.00 m² 家屋(鉄コ 春日部市〇〇〇 貸家 2.店舗) 3丁目5番17号 0.7 2,372,489 2,372,489 3.389.270 184.50m² 家屋(鉄コ 文京区〇〇 " 11 1丁目3番5号 5.983.601 5.983.601 3.店舗) 8.548.002 0.7 春日部市〇〇 72.50m² 家屋(鉄コ 税務 幸子 12,044,900 1丁目1番(101号) 12,044,900 10.居宅) 17,207,000 ((計)) ((24.275.950))1,000株 春日部市〇〇 50 特定同族会社の株式 (参考) 有価 国税 花子 50.000 50.000 証券 (配当還元方式)㈱○○ 3丁目×番×号 代償財産の書き方 (小計) ・「種類」欄には「代 (50.000)特定同族会社の株式 5,000株 13,800 文京区〇〇 国税 花子 (その他の方式)○○商事(株) 1丁目3番5号 69 000 000 69 000 000 「細目」欄には他の (69,000,000) 財産を取得した人の氏名 (各人の合計) 合 「価額」欄には、そ 円 円 分割財産の価額 ①

伞

4 月

- 償財産」と記入しま
- 財産と同様に記入し ます。
- の財産の価額を負数 と正数で2段書きし ます。例えば510万円 の財産の場合は、

計

表

未分割財産の価額 ②

各人の取得財産の

 $\triangle 5, 100, 000$ 5, 100, 000 | と記入します。

第11表(平30.7) (資 4-20-12-1-A 4 統一)

[「]合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除きます。)

			適用財産る			被相続人		太郎
	えば、相続や)明細を記入		骨した財産及い相	続や道贈によ	つて取得した	:ものとみなされる!	対度のうら、相続 	祝のかかるものに
遺産	の分割は	大 況 分	割 の 日	1 全 部	分 割	2 一部 分	· 割 3 至	部未分割
	財	産	の	明	:	細	分割が確	定した財産
種 類	細目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 固定資産税評 価 額	単価倍数	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の価 額
有価 証券	上記以外 の株式	○○建設(株)	△△証券 春日部支店	10,000株	783 円 (東証)	7,830,000	国税 花子	7,830,000
"	"	〇〇石油㈱	"	5,000株	719 (東証)	3,595,000	国税 一郎	3,595,000
"	"	○○電鉄㈱	"	10,000株	556 (東証)	5,560,000	"	5,560,000
"	"	○○電力㈱	"	5,000株	(名証)	14,100,000	税務 幸子	14,100,000
	(小計)					(31,085,000)		
"	公債	10年利付国債 第×××回	"			3,158,700	税務 幸子	3,158,700
"	社債	一般事業債○○ 第×回第×号	"			3,432,000	"	3,432,000
	(小計)					(6,590,700)		
"	証券投資信託 の受益証券	○○投資 ○○ファンド	"	200□	8,310	1,662,000	税務 幸子	1,662,000
"	貸付信託の 受益証券	○○信託銀行 貸付信託○号○回	○○信託銀行 △△支店			5,240,700	国税 一郎	5,240,700
	(小計)					(6,902,700)		
((計))						((113,628,400))		
現金預 貯金等		現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号			450,000	国税 花子	450,000
"		普通預金	○○銀行 ○○支店			2,344,900	"	2,344,90
"		定期預金	"			38,113,910	国税 一郎	38,113,910
"		"	"			21,609,700	国税 花子	21,609,70
"		普通預金	××銀行 ××支店			3,676,701	国税 一郎	3,676,70
"		定期預金	" " " " " " " " " " " " " " " " " " "	\$20.000	105	31,084,132	税務 幸子	31,084,132
"		普通預金	Bank of ○○ ×× Branch	\$20,800	105	2,184,000	国税 花子	2,184,000
((計))						((99,463,343))		
合	取得した人の	+) 円	P	F	<u> </u>	Р	3
計		2					,	
	の取得財産の	3						

第11表(平30.7)

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

^{1 「}合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から図までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

税務 幸子

国税 花子

国税 一郎

国税 一郎

国税 花子

35.750.657

24,646,951

(60,397,608)

30,000,000

(30.000.000)

2,578,050

(2,578,050)

24.500.000

538,350

7,212,350

(32,250,700)

((125,226,358))

((498,392,151))

11

表

成

21 年

4月分以降用

35,750,657

24,646,951

30,000,000

2,578,050

24,500,000

538,350

7.212.350

全部未分割 全 分 割 分 割 遺産の分割状況 分 割 σ

	財	産	の	明		細	分割が確	定した財産
種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数量 固定資産税評価額	単 価 倍 数	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の価額
家庭用 財産		家具等一式	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	H	円	2,500,000	国税 花子	四 2,500,000
((計))						((2,500,000))		
その他 の財産	生命保険金等					35 750 657	国税 一郎	35 750 657

1,011,000

0.85

(別紙のとおり)

3ha

相続人及び包括受 遺者の取得した立 木については、時 価の85%相当額で 評価することとな っていますので、 この欄に0.85と記 入します。

なお、「特定計画山 林の特例」の適用 を受ける場合に は、時価の85%相 当額で評価した価 額を第11・11の2表 の付表4の1の①に 記入します。

未分割財産の価額

の合計額を各相続

人が相続分(寄与

分を除きます。) に

れる金額を記入し

ます。

ては、 の 表に 第 0 表 載 ま

続時

P 精算

非

税 適用財 産 0 崩 細

の財産

(小計)

退職手当

金等

(小計)

立木

(小計)

その他

(小計)

((計))

((合計))

ひのき

ゴルフ会員権

(○○商事㈱)

(○○作××他)

未収家賃

絵画

○○県○○郡

春日部市〇〇〇

1丁目3番5号

春日部市〇〇〇

3丁目5番16号

3丁目5番16号

文京区〇〇

財産を取得した人の氏名 (各人の合計) 国税 花子 国税 一郎 税務 幸子 合 分割財産の価額 ① 498,392,151 256,646,350 129,067,118 計 未分割財産の価額 ② 表 各人の取得財産の 498.392.151 256,646,350 129,067,118 | 112,678,683 価額 (①+②)

応じて取得すると した場合に計算さ

1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

第11表(平30.7)

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相相	続 続時	時 精 算 精算課程	課 税 適 用 税分の贈与税	財 産 の 明 st 額控除額の計	細書 ·算書 被相組	売人 国利	党 太郎	第 - 11	
	の表は .します		から相続時精算課税	に係る贈与によって	- 「取得した財産(相称	売時精算課税適用財	産)がある場合に	の 2 表	
1			価格に加算する 贈与税額の明細	→相続時精算課税 	適用財産の課税	価格及び納付す	べき相続税額	(平 成 24	
番号		- を受けた)氏名	② 贈与を受けた 年分	③ 贈与税の申告書を提 出した税務署の名称	②の年分に被相続人から相続 時精算課税に係る贈与を受けた 財産の価額の合計額(課税価格)		● ⑤のうち贈与税 額に係る外国税額 控除額	年 4 月八	
1 2	国利	说 一郎	平成26年分	春日部税務署	24,626,035	H	PI	- - - - - - - - - - - - - -	
3									 、延滞
4 5									含まれ
6								ません。	,
		氏名	(各人の合計)	国税 一郎					
贈与る た人: 相続	ごとの	⑦ 課税価格 の合計額(④ の合計額)	24,626,035	24,626,035	P	P	円		
課税i 産のi	適用財 果税価	8 贈与税額の合計額(⑤の合計額))						
	び贈与の合計	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る 外国税額控除額の合計額 (⑥の合計額)							
(注)	2 3 ネ それ	○欄の金額は ト人の⑦欄の いぞれ転記し	、下記2の③の「佃 金額を第1表のその ます。	- 被相続人がその贈与 品称」を記入してくた 面額」欄の金額に基づ の人の「相続時精算割 の人の「相続時精算割	がき記入します。 課税適用財産の価額	順②」欄及び第15表の	のその人の②欄に		

2	2 相続時精算課税適用財産 (1の④) の明細 (上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)										
	① 贈与を受けた	② 贈 与	3	相続時精算課税適用財産の明細							
番号	人の氏名	年月日	種類	細目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数量	価額			
1	国税 一郎	26.5.14	有価証券	特定同族会 (その他の方	社の株式 式)○○商事㈱	文京区○○ 1丁目3番5号	2,000株	14,624,000 ^H			
1	11	26.5.14	現金預貯金		定期預金	○○銀行○○支店		10,002,035			
(注)	1 医加州分子					事件の主に甘べも記る					

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の07欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表(平30.7)

(資 4 -20-12-2-A 4 統一)

特例の対象となり得る財産を取得 した人全員の氏名を記入します。特 例の適用を受けない人の氏名も必 ず記入してください。

小規模字地等につ	いての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 5

													被相	相続	人			E	引税	・ラ	比郎	,							
Г		表は、小規模																						1					
		、被相続人か 特例」の対象																						第					
L		の「1 特例の																						11					
1 E		の適用にあた 欄は、小規模宅地			レかり名	具る宅納:	笙を取得	した仝	ての	たみかた で	の内容は	* 同音	トス担々	<u></u> ا⇔	その9	空抽空	を助名	思し.か	・今て(n l m E	[夕た	記えた	キオ	1 1					
	私()	私たち)は、「	2 小規	模宅地	等の明紀	細」の①	欄の取得	骨者が	、小	規模宅	地等の	り特例	の適用	を受	ける	もの	とし	て選	択した	宅地	等又は	はその	一部	.					
		小規模宅地等の 適用を受ける				した宅地	也等) のá	全てが	限度回	面積要	件を清	たすも	うので	ある。	こと?	を確認	3の上	、そ	の取行	导者が	小規模	美宅地	等の	11					
 			\rightarrow						구 :	手 召		古け			Т			4.4	丞左	_ 	. 7.			の					
1	₹	国	怳	花子					国	忧		러)			\vdash			忛	務	子	子			$\frac{1}{2}$					
_	各 2	1 40 44 04 16 65	on the trail of	D-11-6-1	#- 10 /F	1 7 H	Art or Tile A	H) L	A	010		8 de 1. h.	La 1. 18 -	- 0.6	+ Int o	n Note III	1 175	11.1.77	~ 1 1	. hh-	ا در مات	,		1					
G		小規模宅地等 上記の各欄に												<u> </u>	手例り)週月	日を安	さける	اعت	はじざ	ませ/	ν.]表					
2		模宅地等の			r ~ 1+ 11	30414	. 1 d- h	タッム	+ Lila AA	- ab- 110. Z	B 1 - L	10.	<u>.</u>	7.04	+ Int a	ח ילני מ	T	5). L. VZ	1.78	NEE - LINE SEC.	21.	FO TH: 54	ine Life Arte	70					
		欄は、小規模 等を記載し、	相続税の)課税価	6格に算	入する	価額を訂	†算し	ます。	,										選択し	· た 小 :	規模モ	5.地寺	付					
							した小! 用宅地													貸付事	業用年	已地等		表					
\vdash		小規模①:					子の氏名					_							_	を満た				1					7
		宅地等 一	所在地	番								6	④ のう	うちん	小規	模宅	地等	(4)	× <u>⑤</u>)	の価額	頁			1 +	(Γ /:	ー ー ー ー	=	
	選	1 ~ 4 (3)	取得者	の持分	に応す	「る宅堆	也等の面	積				_										(6)×	(9)		,		⑨ 減 額 ⑤」 を乗		
		の番号 を記す。 (4)	取得者	の持分	に応す	でる宅地	也等の個	折額				8	課税信	田格に	こ算	入す	る価	額(1)-(7)				平	Н		コ」セオ て計算		
	択		国税	二花	子		()	(5)			8 2	2].	5						m²	成			ます。		
ı	し		春日	部市	î () (\bigcirc	3丁目	5番	16	号		6			Ť	T	13	2	11	7 5	0	00	<u> </u> 	$\frac{1}{27}$	\	_		ノ	
ı	た	3			8	2.	5			Ť	m²	7			T	Ť	2	5	7			00) 円	1	L				
	/C	4				32		15	0	00	月 円	(8)		H	₩	ŧ	-	6		3 5		0 0	=	年	\rightarrow	—		1	
ı	小		国税	<u></u>	-郎		<u> </u>		<u> </u>	0 0))	(5)			8 2	2 .	5						mi	分					
	規	2	四亿	•	同	上						6				<u>-</u>	3	9	<u> </u>	7 5	0	00	1 円	以					
	模	3			8	$\frac{\perp}{ 2 }$.	5] ni	7				÷	2		7			00	<u>/</u>) 円	降					
		l	L		O	32				00]] FJ	_			<u> </u>	+	1	5		4 0		~ ~	<u>/</u>	用	\rightarrow	7			
	宅	4	二工工		- - -	S Z	1 1					8		1			<u> </u>	6	4	3 5	0	0][0) '' mi	-	$\overline{}$				
	地		国税		子		<u>, </u>		家)	5		1	UII	<u>J</u> .				1 0			_	-					
	等		春日	市佔		$\frac{1}{2}$	<u> </u>	5番	17	亏	1 :	6			<u> </u>	ļ	3		8	1 0		0 0		4					
	7	3			1 5					<u> </u>	mi	7			<u></u>	_		5		0 5		==	=	_					
L		4				46				0 0	円	8					3	0	8	1 0		0][0		_					
(?	てい	た被相続人等	の事業に	こついて	、例えん	ず、飲食	目続人等 ミサービン	ス業、	法律	事務所	、貸家	などの	ように	こ具体	的に	記入	します	t.						1					
	2 小 とき	∖規模宅地等を♪ ∵には、第11・1	選択する 1の2表	一の宅	地等がす 1 (別表	ț有であ) を作成	る場合又 します。	.lt—0.	宅地	等が貸	家建作	†地でま	うる場合	合にま	いいて	、そ	の評価	田額の	計算。	上「賃貸	割合」	が1つ	でない	1					
	3 ® 4 上	欄の金額を第:記の各欄に記	11表の「 入しきれ	財産のF いない場	明細」の 合には、	「価額」相 . 第11・	翼に転記 11の2』	します もの付	- 表1((続)を	使用し	ます。												1					_
		限度面積要件																						Ī					7
L		記「2 小規模宅 します。					と宅地等	の全で	こが限	提度面積	責要件	を満た	すもの	つであ	るこ	とを	. Z0	の表の) 各欄	を記入	、する	ことに	こより]					
<u> </u>		世等の区分 : を地等の種類	被相続人	人等の居 寺定居住			2	性宁	車業	用宅地	华	· 被	相続。				地等 宅地等	: : T	4	貸仕	車 类 F	用宅地	生	-					
1		額割合	1	80		: 1	ے	17A	80		र न	10	_ 17AE		80	- 未用	七地寺	+	-	(II 具 -	50		, 1	‡	_				
	5の小	規模宅地		16		٦.	Г		100		7		$\overline{}$.00		٦.	+	Г		$\frac{100}{100}$		1 .€	1		\rightarrow			
		「積の合計 見模宅地等 うちに4貸付 ┏	<u>し</u> 〔1の®			mi	L	(3)	100 TA	び[3]	_ m'	面積在		1			mi	+	L		100		m [']	-					
	! 事業	うちに41貸付 終用宅地等が 1場合	([]VV@	9マン田 79	_	330m		ری کے اپ		.0.[3]	V 100 V.	_	i ≦ 4		ni														
度がある。	i ロ のき	見模宅地等 うちに4貸付 き用宅地等が		1000		٦ .	200		10及で	バ3 の	⑩の 配	_	2	00_		Г	40		の面積	\neg]					
· 頁目は記入する必要がありません。 (10) (11) 限度面積 (1)	ある	E用宅地寺が 5場合 変面積は、小規	模宅地等	16		mi × 資付事業	330	十	択の	有無)	こ応じ		$i \times \frac{1}{4}$	00	+ によ	り判	定を行	100 テいま		_		200r 件」をi		-					
ڏ ا	場合に	こ限り、この特	例の適用	を受け	ること	ができま	.		11					- T	7.	717		_	_			1	1] a					
Age		務署整理:		計		】 名簿 番号					申 告年月日] 一通	ł L	グルー: 番 号	} L	補:							
邪.	11.110) 7	2表の付表1(平	50.7)																(M4-	-20-1	2-3	- ı	A 4 統-	7					

- 86 -

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してくだ さい。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表)

相 続 被 人 国税 太郎

- この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等(注)が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。
- 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
- の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 - 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る 動地をいいます。

一の宅地等の所在地、面積及び評価額

- 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
- (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
- (2) 上記2に該当する場合には、⑪欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅	地等の所在地	春日部市○○○3丁目5番16号	①宅地等の面積	165 m²
lacktriangle		相続開始の直前における宅地等の利用区分	面積 (㎡)	評価額(円)
A		続人等の事業の用に供されていた宅地等)に該当するものを除きます。)	2	8
В	①のうち特定	同族会社の事業(貸付事業を除きます。)の用に供されていた宅地等	3	9
С		続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 において継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地)	•	00
D		続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 5部分以外の部分の敷地)	6	(1)
Е	①のうち被相	続人等の居住の用に供されていた宅地等	® 165	[®] 64,350,000
F	①のうちAか	らEの宅地等に該当しない宅地等	0	(3)

一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

- 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。) 「特分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入し (1)
- より。
 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
- 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地
- 等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 「3 特例の対象とならない宅地等 (1-2)」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅	地等の取得者氏名	国税 花子	@持分割合	1/2			
	1 持分に応じた宅地	1等	2 左記の宅地等の	のうち選択特例対象宅	地等	3 特例の対象と	ならない宅地等(1 - 2)
ı	面積 (m²)	評価額(円)	面積 (㎡)	評価額(円))	面積 (m²)	評価額(円)
Α	2×4	8×14					
	3×4	9×14					
В							
С	4×4	(II) × (I)					
D	5×4	(I)×(I)					
E	6×4 82.5	^{12)×13} 32,175,000	82.5	32,175,0	000		
F	7×14	(3×(4)					
宅	地等の取得者氏名	国税 一郎	⑤持分割合	1/2			
Г	1 持分に応じた宅地	1等	2 左記の宅地等(のうち選択特例対象宅	地等	3 特例の対象と	ならない宅地等 (1 - 2)
	面積(m²)	評価額(円)	面積(m)	評価額(円))	面積(m²)	評価額(円)
Α	2×15	8×15					
	3×6	9×6					
В							
С	4×15	(0)×(5)					
D	5×16	01×13					
E	6×15 82.5	32,175,000	82.5	32,175,0	000		
F	7×15	®×®					

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象 宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び 「評価額」を③欄及び④欄に記入します。

(資4-20-12-3-5-A4統一)

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用 資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となりうる財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての 人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産	を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
 - 第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
 - 第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定 (受贈) 森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
200㎡又は400㎡	m²	m²

(注)「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により③欄「特例適用残面積」を計算します。

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

特定事業用資産の特例の対 ⑤のうち特例の適用を受け 象として選択することので きる特定受贈同族会社株式 等に係る各法人の株式(出 特例の対象となる特定受贈同族 る価額(第11・11の2表の 会社株式等の調整限度額 付表3の特定受贈同族会社 特例適用残価額 株式等である選択特定事業 (5-6)の時価総額の量に相当 $(4 \times \frac{3}{1})$ する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は 用資産の価額の合計額(®) 欄の金額)) 10億円となります。 Щ 円 Щ

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
 - 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
 - 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の①欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

特定計画山林の特例の対象 として選択することのでき る特定(受贈)森林経営計 画対象山林である立木又は 土地等の価額の合計額 ジャリック
特例の対象となる特定(受贈) 森林経営計画対象山林の調整 限度額

 $(8 \times \frac{3}{1})$ 又は $(8 \times \frac{7}{4})$

⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)

円 円 円 円 円 の 円 円 の 円 の の できません。

- 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「(⑧×③)」により計算します。
- 3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、①欄に特例適用残価額が生じたときの③欄は、「(⑧ \times ①)」により計算します。

第11・11の2表の付表2(平30.7)

(資4-20-12-3-6-A4統一)